

医療安全管理指針

【基本指針】

1 基本的な考え方

利用者に安全でより良い医療・看護・介護サービスを提供するために、適切な医療安全管理活動を行う。ヒューマンエラーが起これることを前提として、個人レベルで事故防止についての認識を高めるとともに、病院全体でエラーを誘発しない環境とシステムを整備する。

2 委員会・組織に関する基本的事項

《医療安全対策委員会》

当院での医療安全管理体制の確保及び推進のために、医療安全対策委員会を設置する。組織横断的に当院全体の各部門・各部署からの意見をとりまとめ、安全管理対策について検討・討議を行う。各部門から選出された委員が出席し、会議を月1回開催する。委員会においては、現実の制約条件（重要性や影響の大きさ・予算・人材・時間・場所）を考慮し、優先順位をつけて実際に実施する対応策を決定する。

《分科会》

医療安全対策委員会の下部組織として、部門ごとに分科会を置く。各分科会は、医療安全対策委員会における決定事項等の報告を受け、それを職員に周知徹底させる。また、医療安全管理体制の確保のために提言を行う。

3 従業者研修に関する基本方針

医療安全管理に関する基本的な考え方及び具体的な方策について、全職員を対象に院内研修会を年2回以上開催する。職員の安全に関する意識を高め、安全に業務を遂行するための技能の向上を図り、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

4 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した際には、医師、看護師等の連携の下に救急処置を行う。事故の状況を速やかに当該部署の責任者へ報告する。重大な医療事故が発生した場合には、24時間以内に院長に報告する。事故発生後、速やかに家族等に報告、説明を行う。なお、重大事故に関しては、東京都及び関係機関へも報告する、

5 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

利用者の医療安全確保、医療事故防止の観点から、医療を行う過程で発生した想定していなかった事象や好ましくない事象の当事者または発見者は、速やかに口頭で報告するとともに報告書に記載する。この報告は、情報の収集・分析を行い、医療事故を防止するための改善策を作成し、医療事故を未然に防止するシステムを構築することを目的とする。

医療安全対策委員会は、関連する委員会等と連携し、医療安全に関する再発予防策を立て職員への周知を図る。改善策が有効に機能しているかどうかを調査し、必要に応じて見直しを図る。

6 情報の共有に関する基本方針

利用者及び利用者家族等と情報共有に努め、治療計画説明書等を活用し、双方に説明記録が残るように配慮する。診療録の開示請求があった場合には、診療情報の開示に関する規定等に基づき対応する。

7 利用者からの相談対応に関する基本方針

利用者及び利用者家族等からの相談については、患者相談窓口が対応する。入院は総務部庶務課が、外来は療育相談室がそれにあたる。当院に寄せられる相談・苦情等について迅速に対応するとともに、利用者等の意見や期待を、医療安全管理に積極的に活用及び反映させる。

8 指針の閲覧、開示に関する基本方針

本指針の内容を含め、職員は利用者及び利用者家族等から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとし、照会は総務部が対応する。また、本指針は病院利用者が閲覧できるようにホームページに掲載する。

9 その他医療安全推進に必要な基本方針

医療の安全・利用者の安全確保に関して、職員はその職種、資格等に関わらず、相互の意見を尊重し、組織横断的なコミュニケーションを確保することが不可欠である。

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改訂

平成 25 年 8 月 1 日改訂

平成 27 年 4 月 1 日改訂